

## 上田市特別用途地区内における建築物の制限等に関する条例の概要

条例の概要	建築基準法第49条第1項に基づき、特別用途地区内における建築物の建築の制限又は禁止に関し、必要な事項を定めるものです。
適用区域	上田都市計画区域の全ての準工業地域において、特別用途地区（大規模集客施設制限地区）に係る都市計画の決定があった告示の区域とします。
特別用途地区内の建築制限	特別用途地区において＜別表＞に掲げる建築物が建築できなくなります。
制限の特例	市長が公益上やむを得ないと認めて許可した建築物は、上記の建築制限は適用されません。
既存の建築物に対する制限緩和等	条例制定以前に建築され、今回の規制により不適格となった建築物については、増築後の床面積の合計は、従前の床面積の合計の1.2倍を超えずに建築できるなどの緩和規程があります。
罰則	特別用途地区内の建築制限に違反した場合は、50万円以下の罰金に処する罰則を設ける予定です。
施行期日	平成22年 3月 5日 平成26年 6月27日（一部改正）

### ＜別表＞

特別用途地区	建築してはならない建築物
大規模集客施設制限地区	劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途に供する建築物で、その用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの